

SBC First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2016年(平成28年)

12月26日(月)

発行: 税理士法人 SBC パートナース
 大阪市北区太融寺町3番24号
 日本生命梅田第二ビル3階

SBC Seminar

セミナー案内

「新春元気になるセミナー」 《大阪開催》

日 時: 2017年2月2日(木)

13:30~16:30(受付 12:30~)

講 師:

第1部 税理士法人SBCパートナーズ
 代表社員 柴田 昇

第2部 建築家 安藤忠雄 氏

対 象: 経営者・幹部役員・資産家

定 員: 300名(事前申込制)

参加費: 一般 3,000円(税込)

弊社顧問先・サクセスクラブ会員様 2,000円
 (税込)

※当セミナーは事前振込制です。ご入金を以てお申込完了とさせていただきます。また、当日キャンセルの場合、返金は致しかねますのでご了承ください。

会 場: 毎日新聞ビル オーバルホール[地下1階]
 〒530-0001 大阪市北区梅田3丁目4番5号

お問合せ: 税理士法人 SBC パートナース*

Tel: 06-6315-1819

(担当: 國森・原)

Scope

加算税

加算税は、申告納税方式による国税が法定申告期限までに適正な申告がなされない場合や、源泉徴収による国税が法定納期限までに正当に納付がなされない場合に課される、賦課課税方式による税です。適正な申告や納付を行わない者に対して課する一種の行政上の制裁といえる税であり、これにより申告秩序等の維持を図ることが目的です。今回の見直しは、当初申告のコンプライアンスを高める観点からのものであります。

来年1月から適用の加算税制度の見直し 賦課割合の変更と過重措置の創設に注意!

平成28年度税制改正において、加算税制度について、(1)加算税の賦課割合の変更、(2)加算税の過重措置の創設、という2点の見直しが行われている。

いずれも来年29年1月1日以後の法定申告期限が到来する国税について適用されるので、改めて見直しの内容を確認し、注意したい。なお、今回の改正では、過少申告加算税・無申告加算税・重加算税を対象とし、不納付加算税については見直しの対象にはされていない。

加算税の賦課割合の変更については、調査通知以後かつ更正予知前にされた、修正申告に基づく過少申告加算税について、改正前は不適用だったものが、改正後は5%(期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分は10%)、また、調査通知以後かつ更正予知前にされた、期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税について、改正前は5%だったが、改正後は10%(納付すべき税額が50万円を超える部分は15%)とされた。

加算税の過重措置の創設では、期限後申告や修正申告(更正予知によるものに限る)、更正、決定等があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税(更正予知によるものに限る)又は重加算税を課されたことがあるとき(以下「一定の場合」)は、その期限後申告等に基づき課する両税の課税割合にそれぞれ10%加重する制度が創設された。

具体的には、期限後申告等に基づき課される無申告加算税(一定の場合に限る)は、改正前の15%(納付すべき税額が50万円を超える部分は20%)から、改正後は25%(納付すべき税額が50万円を超える部分は30%)、また、期限後申告等に基づき課される重加算税(一定の場合に限る)は、改正前の過少申告加算税・不納付加算税が35%、無申告加算税が40%から、改正後は同45%、同50%とされている。

■ 休刊のお知らせ…年末年始休日に係り、本紙次号は1月16日(月)発刊となります。

【注意】当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。